

埼玉県身体障害者補助犬給付要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、視覚障害者、肢体不自由者及び聴覚障害者（以下、「身体障害者」という。）に対し、身体障害者補助犬（身体障害者補助犬法に規定する「盲導犬」、「介助犬」、「聴導犬」をいう。以下、「補助犬」という。）を給付することにより、当該身体障害者の自立と社会参加を促進することを目的とする。

(給付対象者)

第2条 対象者は、県内に1年以上居住する18歳以上の在宅の身体障害者で、次の要件を備えた者とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者で、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める次の程度を有すること。
 - ① 盲導犬については、視覚障害1級
 - ② 介助犬については、肢体不自由1、2級
 - ③ 聴導犬については、聴覚障害2級
- (2) 所定の訓練を受け、補助犬の行動を適切に管理することができるものと認められること。
- (3) 補助犬を使用することにより、社会活動への参加に効果があると認められること。
- (4) 自己の所有に係る家屋（共同住宅を除く。）以外の家屋に居住する者にあつては、その家屋の所有者又は管理者の承認が得られること。

(申 請)

第3条 補助犬の給付を希望する者は、身体障害者補助犬給付申請書（様式第1号）を居住地の市町村に提出するものとする。

(審査等)

第4条 申請書を受理した市町村長は、当該申請書の記載事項を確認するとともに、必要な場合には調査を行い、意見を付して、知事あてに進達するものとする。

(適性調査)

第5条 知事は、第4条の規定により進達された書類等に基づき、申請者の障害の程度その他、生活状況、就労などの社会生活及び身体障害者補助犬の必要性等について審査した結果、適当と認められた者に対し、補助犬使用の適否を決定するために適性調査を行うものとする。

(訓練指導)

第6条 知事は、前条の規定により行われた適性調査の結果が適当であると認められた者(以下給付候補者)に対し、身体障害者補助犬法施行規則(以下「補助犬法施行規則」という。)に基づく訓練を行う。

(不履行に対する措置)

第7条 知事は、第5条及び第6条に規定する調査・訓練に対し、申請者が真にやむを得ないと認められる理由なく、これに応じない場合は、第3条の申請を却下することができる。この場合、身体障害者補助犬給付申請却下通知書(様式第2号)に理由を付して、市町村を通じて申請者に通知するものとする。

(届出)

第8条 申請者(本人死亡の場合は、その親族等)は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに身体障害者補助犬申請変更(取り下げ)届(様式第3号)によりその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 居住地又は氏名を変更したとき。
- (2) 申請者が疾病その他の事情により補助犬の受給を希望しなくなったとき。
- (3) 申請者が死亡したとき。

(補助犬育成等の委託等)

第9条 知事は、補助犬の育成及び適性調査、訓練指導等については、各補助犬訓練事業者(以下「訓練事業者」という。)に委託して行うものとする。

2 知事は、補助犬としての適性を有する犬を選択するとともに、必要に応じ医療を提供する者、獣医師等との連携を確保しつつ、これを使用しようとする給付候補者の状況に応じた訓練を行い、良質な補助犬を育成すると認められる訓練事業者に委託する。

3 委託を受けた訓練事業者は、訓練を受けた介助犬・聴導犬が身体障害者補助犬法第15条による指定法人(以下「指定法人」という。)から認定を受けたときは、速やかに認定証の写しを知事に提出しなければならない。

4 訓練事業者は、補助犬を給付した後においても、補助犬の給付を受けた者(以下「受給者」という。)からの相談に対しては、適切な対応を行わなければならない。

また、その使用状況の調査を行い、必要に応じ訓練事業者の責任において再訓練を行わなければならない。

(給付及び申請の却下)

第10条 知事は、第6条の規定による訓練指導の結果に基づき、給付が適当と認められる者を決定したときは、身体障害者補助犬給付決定通知書(様式第4号)を市町村を通じて給付候補者に交付し、補助犬を給付するものとする。

ただし、介助犬又は聴導犬の給付については、県の委託を受けた訓練事業者が指定法人に認定審査を申請し、介助犬又は聴導犬としての認定を受けた場合に限り、給付候補者に通知し、これを給付するものとする。

- 2 知事は、第5条の規定による適性調査及び第6条の規定による訓練指導の結果、不相当と認められた場合又は訓練事業者が育成した犬が指定法人から介助犬又は聴導犬としての認定を受けられなかった場合は、身体障害者補助犬給付申請却下通知書（様式第2号）に理由を付して、市町村を通じて申請者に通知するものとする。

（給付条件）

第11条 補助犬の受給者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- （1）補助犬を虐待又は放置することなく愛情をもって接すること。
- （2）補助犬に必要な給食は、これを欠かしてはならないこと。
- （3）補助犬の排する糞便は、これを放置してはならないこと。
- （4）補助犬を売却し若しくは担保に供し、又はこれを第三者に貸し付けてはならないこと。
- （5）補助犬が他人に迷惑を及ぼすことがないようにその行動を十分管理すること。
- （6）補助犬の体を清潔に保つとともに、予防接種及び検診を受けさせ、公衆衛生上の危害を生じさせないように努めなければならないこと。
- （7）その他補助犬の飼育及び管理について、法令等に違反してはならないこと。

（賠償責任）

第12条 知事は、受給者が前条に定める給付条件に違反したときは、受給者に当該給付に要した費用の全部又は一部を賠償させることができる。

（届 出）

第13条 受給者（本人死亡の場合は、その親族等）は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに身体障害者補助犬使用状況変更届（様式第5号）によりその旨を知事に届け出なければならない。

- （1）居住地又は氏名を変更したとき。
- （2）受給者の死亡又は疾病等により補助犬の利用を止めたとき。
- （3）補助犬が死亡又は事故及び老衰等により機能を果たさなくなったとき。

（返 還）

第14条 知事は、受給者が第11条に規定する給付条件に違反し、改める見込みがないときは、身体障害者補助犬給付取消通知書（様式第6号）を交付し、補助犬を返還させるものとする。

(費用負担)

第15条 補助犬の給付は無償とする。

- 2 第6条に規定する訓練指導に係る旅費、食費等は、当該給付候補者が負担するものとする。
- 3 給付された補助犬の飼育、管理、治療等に係る一切の経費は、受給者の負担とする。

(帳簿の備付)

第16条 知事は、身体障害者補助犬給付台帳（様式第7号）を備えて、補助犬の給付状況を整理しておくものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めのない事項については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から適用する。
- 2 盲導犬給付要綱は廃止する。（昭和54年4月1日適用）
- 3 この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

(様式第1号)

年 月 日

身体障害者補助犬給付申請書

(あて先)
埼玉県知事

申請者 住 所
氏 名
生年月日 年 月 日 歳
電 話 ()
F A X ()

埼玉県身体障害者補助犬給付要綱に基づき身体障害者補助犬の給付を受けたいので、申請します。

なお、給付を受けたときは、同要綱の規定を遵守することを誓約します。

希望する補助犬の種類		盲導犬 ・ 介助犬 ・ 聴導犬						
本人の状況	身体障害者 手 帳	番 号	第 号		種 別	第 種		
		交付年月日	年 月 日		等 級	級		
		障 害 名	視力・聴力 右 ()、左 ()					
	職 業			県在住期間	年 ヶ月			
家族の状況	続柄	氏 名	年齢	職 業	続柄	氏 名	年齢	職 業
住居の状況	1 持ち家（一戸建て） 2 持ち家（共同住宅） 3 賃貸住宅（一戸建て） 4 賃貸住宅（共同住宅） 5 その他（ ）							
補助犬を必要とする理由								
訓練を希望する団体名								
備 考								

※ 自己の所有に係る家屋（共同住宅を除く）以外に居住する者は、別紙身体障害者補助犬飼育同意書を添付すること。

別 紙

身体障害者補助犬飼育同意書

家 屋 借 受 人	
家 屋 所 在 地	
期 間	

このことについて、申請者に対し身体障害者補助犬が給付されたときは、飼育に同意します。

年 月 日

(家屋所有者又は管理者)

住 所

氏 名

印

(様式第2号)

身体障害者補助犬給付申請却下通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県知事

年 月 日付けで申請のあった補助犬の給付については、埼玉県身体障害者補助犬給付要綱に基づき、下記の理由により給付を行わないことに決定したので通知します。

記

理 由

(様式第3号)

身体障害者補助犬申請変更(取り下げ)届

年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

住 所
氏 名
電 話
F A X

下記のとおり変更がありましたので、届出いたします。

記

補助犬の種類	盲 導 犬 介 助 犬 聴 導 犬	
変 更 事 由	住所変更	変更前
	氏名変更	変更後
	申請取り下げ	その他
	その他 本人死亡 (本人氏名：)	

(様式第4号)

身体障害者補助犬給付決定通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県知事

年 月 日付で申請のあった補助犬を、下記により給付します。

記

補助犬の種類	盲導犬 介助犬 聴導犬		
犬名		生年月日	
犬種		毛色	
性別	おす ・ めす	高さ	cm
給付年月日	年 月 日		
登録番号 (認定番号)			

(様式第5号)

身体障害者補助犬使用状況変更届

年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

住所
氏名

下記のとおり変更がありましたので、届出いたします。

記

補助犬の種類	盲導犬 介助犬 聴導犬		
犬名		登録(認定)番号	
変更事由	住所変更	変更前	
	氏名変更	変更後	
	本人死亡 (本人略:) 補助犬死亡	その他	
	使用中止 その他		

(様式第6号)

身体障害者補助犬給付取消通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県知事

年 月 日付 第 号をもって決定しました補助犬の給付について、下記の理由により取り消しますので、速やかに補助犬を返還してください。

記

受給者氏名	
補助犬の種類	
犬名	
登録（認定）番号	
取消理由	

(様式第7号)

身体障害者補助犬申請・給付台帳

ふりがな 受給者氏名				男 ・ 女
生年月日	年 月 日	職業		
居住地	〒			
連絡先	電話・FAX			
補助犬の種類	盲導犬 ・ 介助犬 ・ 聴導犬			
犬名			犬生年月日	年 月 日
犬種			毛色	
性別	おす ・ めす		高さ	cm
訓練事業者			指定法人	
給付年月日	年 月 日	登録番号		
申請年月日	年 月 日	事前調査適否	適 ・ 否	
調査依頼日	年 月 日	事前調査通知	年 月 日	
訓練歴	年 月 日～ 年 月 日			
身体障害者手帳				
手帳番号	第 号		障害名 視力・聴力 右 () 左 ()	
交付年月日	年 月 日			
種別等級	第 種 級			
備考				

※ 補助犬認定書の写しを貼付すること